

令和6年度 熊本県老人クラブ連合会 事業計画書

I 基本方針

老人クラブは、超高齢社会を明るく、豊かで活力あるものにすることを目指して、高齢者自らが取り組む「健康」「友愛」「奉仕」の三大運動の一層の推進を図るため、「健康づくり・介護予防活動」、「友愛活動」、「子どもの見守り」、「消費者被害防止」の活動などを行い、地域の安全と安心に貢献しています。

県老連は昭和36年に設立され、今年で63年を数えます。近年は、クラブ数や会員数の減少傾向が止まらず、会員増強運動に取り組んできたものの、令和5年度にはピーク時の半数に満たない状況となりました。特に活動の中核となる70歳以下の高齢者の入会が少なく、役員のなり手不足も大きな課題です。また、令和2年から世界的に蔓延した新型コロナウイルス感染症は、活動の自粛などにより会員の健康増進にも大きく影を落としました。

一方で、高齢者の数は増え、平均寿命は延び、人生100年時代といわれるようになり、趣味や生きがいをもって活き活きと生きる高齢者が増えています。同時に、高齢者の一人暮らしや夫婦のみの世帯も増えており、支え合いの必要性も高まっています。

このような状況を踏まえ、私達老人クラブは「のばそう！健康寿命、担おう！地域づくりを」のメインテーマのもと、魅力ある老人クラブ活動づくり、会員増強活動に引き続き取り組みます。また、行政や社協を始め関係団体と連携し、デジタル情報機器も活用しながら、フレイル予防や健康長寿の延伸、支え合い活動、地域の安全・安心づくりなどに取り組み、誰もが役割を持ち、支え合いながら暮らし、生きがいを築いていく「地域共生社会」の実現を目指します。

<公益事業の4つの柱>

- 1 健康づくり・介護予防活動の推進（公1）
- 2 地域支え合い活動の推進（公2）
- 3 活動活性化に向けた取組（公3）
- 4 地震等災害被災者支援及び復興活動の推進（公4）

<参考：令和6年度全老連重点事項>

- 1 能登半島地震災害救援拠金の展開とその他支援策の検討・実施
- 2 「地域共生社会」の実現に向けた取り組みの推進
- 3 高齢者の健康づくり・生活支援活動の推進

II 公益事業

1 健康づくり・介護予防活動の推進（公1）

健康で自立した生活を送るためには、フレイルや認知症の予防など健康寿命を保つことが大切ですが、コロナ禍の影響で外出や運動を控えた結果、生活不活発から健康状態に支障がでてきている高齢者が増えています。

このため、ウイズコロナを見据え、自らの健康管理や生活習慣に気を配りながら、意識的に心の健康づくりや体の健康づくりに取り組むことで介護予防や健康寿命の延伸にも大きく貢献します。

（1）高齢者の体力測定普及活動の推進

高齢者の体力測定は、「自らの体力を知り、自分にあった適切な運動を生活の中に取り入れていく」ことで自立できる体力を維持しようとするものです。コロナ禍による生活不活発で落ちた体力回復の指標を明確にし、健康づくり活動を進めるため、市町村老連等での積極的な取組を支援します。

（2）健康ウォーキング・ニュースポーツ等支援事業の推進

運動による高齢者の健康づくりを促進するため、健康ウォーキングやニュースポーツ、eスポーツを正しく理解するための講習会・実技研修を開催するとともに、指導者等の派遣を行い、市町村老連等における取組を推進します。

特に、健康ウォーキングでは、気軽に多数の会員が参加できるように県が推奨する「くまもとスマートライフアプリ」を活用したキャンペーンを開催し、参加者が相互に活動データを共有することで会員の活動意欲を促進するとともにみんなで継続的に取り組む環境を醸成します。

（3）健康づくり指導者育成事業の推進

高齢者の健康づくりに関して専門家の意見を聴くほか、講演会やブロック別研修会を開催し、市町村老連等における健康づくり活動の普及を図ります。

- ① 健康・生きがいづくり支援事業推進委員会の開催
- ② 健康づくりブロック別研修会の開催
- ③ 健康づくりリーダー等研修会の開催

2 地域支え合い活動の推進（公2）

老人クラブ会員はもとより、高齢者をはじめ住民との支え合いを進め、地域の高齢者の安全・安心の確保とみんなが住みやすい地域づくりに取り組みます。

(1) 在宅福祉を支える友愛活動の推進

元気な高齢者が地域の一人暮らしや寝たきりの高齢者等の家庭を訪問し、話し相手や簡単な生活支援等の活動を実践するシルバーヘルパー養成及び2年以上の実務経験者を対象にしたシルバーヘルパー指導者養成に取り組むとともに、活動の広がりを図っていきます。

(2) 地域の安全・安心の取組と社会奉仕の日の取組（地域支え合い活動に関する県老連から市町村老連への取組の呼びかけ）

① 地域の子ども見守り活動

県内各地で取り組まれている登下校時の見守りパトロールの継続と空白地域の減少に努めます。

② 防犯・消費者被害・振り込め詐欺等

振り込め詐欺に代表されるように高齢者を狙った悪質業者の被害に遭わないように、行政（消費生活センター）や警察との情報の共有、講習会開催などの安全対策に取り組みます。

③ 災害等緊急時の対応

自治会や町内会といった団体との連携の中で、高齢者や社会的弱者への災害緊急時の連絡や避難体制について、可能なところから対応を進めます。

④ 社会奉仕の日の取組

「老人の日・老人週間」は、9月15日～9月21日の期間、国民に老人福祉についての関心と理解を深めるとともに、老人に対し自らの生活の向上に努める意欲を促すために老人福祉法に制定された記念日です。

期間中の9月20日は老人クラブ全国一斉「社会奉仕の日」として、環境美化活動等に取り組みます。

3 活動活性化に向けた取組（公3）

老人クラブが行っている地域貢献活動を広く周知することで、一般の高齢者へ老人クラブの活動への理解と参加を促し、高齢者による地域活動の活性化に取り組みます。

(1) 広報活動

私たち老人クラブの活動を、会員をはじめ多くの人に理解してもらえるよう、広報活動に取り組みます。

① 広報委員会の開催と年2回の「県老連だより」の刊行

② 元気老人クラブ活動広報推進事業

活発・先進的な活動を行っている老人クラブを、研修会や事例を通

じて他の老人クラブ等に紹介します。

また、未加入者が入りたくなるような魅力ある老人クラブづくりを支援し、会員加入の促進、ひいては老人クラブ全体の活性化を図って行きます。

(2) 単位老人クラブ調査事業

単位老人クラブの組織実態について調査し、地域活動活性化の基礎資料（老人クラブ名簿）を作成します。

(3) 老人クラブ大会及び各種表彰の実施

老人クラブの社会的使命に対する会員の自覚を高め、さらに仲間づくりを進めて老人クラブの発展と老人福祉の向上を期すため、老人クラブ大会や各種表彰等を実施します。

- ① 第40回熊本県老人クラブ大会の開催
- ② 老人クラブの育成発展に功績のあった個人及び団体の表彰
- ③ 95歳となる高齢者への寿詞贈呈
- ④ 赤い羽根歳末助け合い運動への協力

(4) 老人クラブリーダーの育成等

市町村老連が、新任の単位老人クラブ会長や女性リーダーを対象に行う研修に講師を派遣し、老人クラブの組織や事業を運営していく上で必要な知識や情報を提供するなどの支援を行います。

- ① 単位老人クラブ新任会長及び女性リーダー研修会

(5) 行政や団体との連携強化の推進

会員増強や活動の推進、また地域づくりには、行政や地域の関係機関との連携が重要です。

- ① 市町村行政と定期的な協議の機会設定
老人クラブ活動予算の確保や高齢者福祉行政との連携調整を図るため、市町村行政との「定期的な協議の場」の設置を支援します。
- ② 地域ネットワークへの積極的な参加
地域の中で安心・安全に暮らしていくために、市町村社協や自治会をはじめ地域にあるネットワークとの連携強化を図ります。

(6) 情報通信技術（IT）の普及推進

情報通信技術は日々進歩しており、パソコンやスマートホンなどのデジタル機器を活用した仕事や趣味、いきがいづくり、健康づくりを支援します。

- ① 市町村老連におけるインターネットの普及・活用

郵送やFAXに加え、電子メールによる照会文書等の送信、県老連ホームページへの報告様式の掲載など、インターネットやパソコンを使った書類作成やメール送信の普及に取り組みます。

② 支え合い活動の支援

高齢者にも普及してきたスマートホンやタブレット端末を活用した友愛訪問活動など、会員どうしの支え合い活動を支援します。

③ 会員の豊かさ向上

会員の豊かさ向上や健康づくりにスマートホンやタブレット端末を活用することで、情報端末への苦手意識が薄れるような支援を行います。

4 地震等災害被災者支援及び復興活動の推進（公4）

地震等災害時の被災者支援や震災復興に向けた活動は公益の原点とされており、災害時の被災者支援や復興を目的とする活動に取り組みます。

（1）被災者支援及び震災復興関連事業

被災市町村老連が行う復興関連事業並びに非被災市町村老連が行う被災市町村老連復興支援事業を支援します。

（2）募金活動の実施

大規模な自然災害等の発生に伴い、被災地に対する災害義援金を募集し、寄付します。

III 収益事業

1 旅館・ホテル等の指定及び図書斡旋（収1）

会員の研修や福利厚生、老人クラブ活動の運営を支援するとともに、収益を確保します。

（1）旅館・ホテル等の指定（指定料収入）

会員の研修や旅行等福利厚生に資するため県老連指定旅館制度を設け、安心して活用できる場（旅館・ホテル等）を提供しており、旅館・ホテル等からの申し出を受け、指定旅館・ホテル等として指定します。

また、指定旅館・ホテル等の案内を作成して各単老に配付し、老人クラブ名簿や年2回発行の県老連だよりに掲載して会員への周知を図ります。

（2）図書斡旋収入

老人クラブ活動日誌や老人クラブ会計簿などを会員に斡旋し、その活用

により老人クラブ活動の円滑な運営を図ります。

2 保険広告（収2）

会員が安心して活動できるよう傷害保険・賠償責任保険を斡旋するとともに、収益を確保します。

（1）保険広告料収入

全老連が実施する傷害保険・賠償責任保険について、機関紙である「県老連だより」をはじめ、研修会・講習会等資料に広告を掲載して普及拡大を図り、広告料収入を得ます。

3 共益（他1）

老人クラブ活動に役立つ情報や、市町村老人クラブ連合会の担当者等の情報共有の場を提供し、適正な運営を支援します。

（1）郡・市町村老連事務担当者研修会

市町村老連事務局長や担当者を対象とした研修会を開催し、高齢者福祉制度や県老連事業の活動方針の説明のほか、事務連絡や意見交換を行うことにより、情報を共有し活動の活性化を図ります。

IV 会議及び研修会

1 役員会・委員会

- (1) 正副会長会議（年3回）
- (2) 理事会（年2回）
- (3) 総会（年1回）
- (4) 監査（年1回）
- (5) 活動積立金管理運営委員会（年1回）
- (6) 女性委員会（年2回）
- (7) 友愛訪問活動活性化委員会（年2回）
- (8) 広報委員会（年2回）
- (9) 健康・生きがいづくり支援事業推進委員会（年1回）
- (10) 会員加入増強運動推進委員会（年2回）

2 研修会等

- (1) 第40回熊本県老人クラブ大会
- (2) 健康づくりブロック別研修会
- (3) 健康ウォーキング・ニュースポーツ等研修会

- (4) 健康づくりリーダー等研修会
- (5) シルバーヘルパー養成講習会・指導者養成講習会
- (6) 元気老人クラブ活動広報推進事業研修会
- (7) 市町村老連新任会長及び女性リーダー等研修会
- (8) 郡・市町村老連事務担当者研修会

3 全国及び九州ブロック会議及び研修会等

- (1) 第53回全国老人クラブ大会（神奈川県）
- (2) 全国老人クラブ連合会評議員会（東京都）
- (3) 都道府県・指定都市老連代表者会議（東京都）
- (4) 都道府県・指定都市老連事務局長会議（東京都）
- (5) 活動推進員等職員セミナー（東京都）
- (6) 高齢者の健康づくり・生活支援セミナー（東京都）
- (7) 「老人の日・老人週間」（9月20日：全国一斉「社会奉仕の日」）
- (8) 第36回全国健康福祉祭（ねんりんピック）鳥取大会（鳥取県）
- (9) 九州ブロック老人クラブリーダー研修会（大分市）
- (10) 九州各県・指定都市老人クラブ連合会連絡協議会（沖縄県）
- (11) 九州各県・指定都市老連事務局長会議（鹿児島市）